

岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものに限る。）を平成28年4月1日次のとおり委託した。

平成28年5月27日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立軽米病院	岩手県盛岡市盛岡駅前通15番20号	エーワメデック株式会社